

## 日本デジタルゲーム学会規約（改訂版）

### 第1章 総 則

第1条 この団体は、任意団体 日本デジタルゲーム学会（英語名 Digital Games Research Association Japan）と称する。

第2条 この団体は、Digital Games Research Association (DiGRA) 日本支部 (Japan Chapter) を兼ねる。

第3条 この団体は、事務所を別に定めるところにおく。

第4条 この団体は、理事会の議決を経て、必要の地に支部をおくことができる。  
2. 支部には支部長をおく。

### 第2章 目的および事業

第5条 この団体は、DiGRAの日本における拠点として、コンピュータゲームを中心としたデジタルゲームに関する学術、技術の進歩発展と普及啓蒙をはかり、会員相互間および関連学協会との連絡研究の場とする。また DiGRA 本部との連携を通じて研究成果の国際的な共有をはかり、もって学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

第6条 この団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究および調査、ならびに研究発表および学術講習会などの開催
- (2) 会誌および学術図書の刊行
- (3) DiGRA 本部およびその支部、DiGRA Japan 国内各支部ならびに関連学協会との連絡および協力
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

### 第3章 学会賞

第7条 デジタルゲーム及びその研究について大きな貢献を果たしたと認める者を顕彰し、本学会及びゲームに関する学術の発展をはかることを目的として日本デジタルゲーム学会賞を制定する。

2. 学会賞の種別、選考および授与については、別途規程を定めることとする。

### 第4章 会 員

第8条 この団体の会員の種別は、次の四種とする。

- (1) 正会員は、この団体の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 学生会員は、この団体の目的に賛同して入会した短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、または専門学校、各種学校、またはこれに準ずる学校の在籍学生とする。
- (3) 賛助会員は、この団体の目的事業を賛助する者または団体とする。
- (4) 特別賛助会員は、この団体の目的事業を賛助する特別の者または団体とする。

第9条 会員は、別に定める会費を支払わなければならない。

第10条 正会員および学生会員の入会は、入会申込書を理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

2. 賛助会員および特別賛助会員の入会は、入会申込書を理事会に提出し、その承認を得て会長がこれを決することとする。

第11条 会員は、この団体が刊行する機関誌および図書の優先的配布などを受けることができる。

第12条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会届が提出されたとき
- (2) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 継続して3年以上会費を滞納したとき

第13条 会員で退会しようとする者は、理由を付けて退会届を会長に提出しなければならない。

第14条 会員が次の各号の一つに該当するときは、会長がこれを除名することができる。

- (1) この団体の会員としての義務に違反したとき
- (2) この団体の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき

第15条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第5章 役員、事務局長および職員

第16条 この団体には、次の役員をおく。

理事 10名（うち会長1名、副会長1～2名とする）

学生理事 1～2名

賛助理事 任意

監事 2名

第17条 会長および理事は、選挙によってその候補者を選出し、総会の議決により任命する。

2. 副会長および学生理事、監事は、選挙によらず、理事会による指名とする。

3. 賛助理事は、選挙によらず、特別賛助会員である者または団体が会員ごとに1名を選出する権利を有する。

4. 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

5. 理事および監事は互いに兼任することができない。

第18条 会長および理事の選挙に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第19条 会長は、この団体の業務を総理し、この団体を代表する。

2. 会長は連続して三選できない。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

第20条 理事は、理事会を組織して、この規約に定めるもののほか、この団体の総会の権限に属す以外の事項を決議し、執行する。

第21条 監事は、この団体の業務および財産に関し、次の職務を行う。

- (1) 団体の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 前号の報告のため、必要があるときは、理事会または総会を招集すること

第22条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4. 役員が、職務上の義務違反、その他この団体の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき、または心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、その他特別の事情のあるときは、その任期中といえども、理事会における理事現在数の3分の2以上、および総会における会員現在数の3分の2以上の議決により、会長はこれを解任することができる。

第23条 役員は有給とすることができる。

2. 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

第24条 この団体の事務を処理するために、事務局長および職員をおくことができる。

2. 事務局長は、会長が任命し、事務全般を管掌する。

3. 職員は、会長が任命する。

## 第6章 委員会

第25条 この団体の事業を円滑に運営するため、理事会の議決を経て、必要な委員会等をおくことができる。

第26条 前条による委員会等の委員長等は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第27条 委員会等に関する規程は、理事会の議決を経て、細則に別途定める。

## 第7章 会議

第28条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあった場合、会長は、請求のあった日から1ヵ月以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は会長とする。

3. 支部長および事務局長は、理事会に出席することができる。

4. 会長は、必要と認めた場合、委員長等を理事会に出席させることができる。

第29条 理事会は理事現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決することとする。

第30条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたときは、会長が1ヵ月以内に招集しなければならない。

3. 通常総会および臨時総会は、正会員および学生会員をもって構成する。

第31条 会長は、正会員および学生会員の現在数の3分の1から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1ヵ月以内に、臨時総会を招集しなければならない。

第32条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は、会議の都度、出席会員の互選で定める。

第33条 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付すべき事項、日時および場所を通知する。

第34条 総会は、正会員および学生会員の現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。ただし、書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2. 上記の成立条件を満たすように準備された総会において、正会員および学生会員の現在数の2分の1以上の出席を満たさない場合でも、これを仮総会として開催することができる。

第35条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項
- (4) その他、この団体の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

第36条 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会が仮総会として開催された場合は、当該議事録を一ヶ月間公開して会員の議論に付託の上、書面による異議が会員数の3分の1をこえない場合はこれを総会決議として認める。

第37条 総会の議事の要領および議決した事項は、全会員に通知する。

第38条 総会および理事会では、議事録を作成し、これを保存する。

## 第8章 資産および会計

第39条 この団体の資産は、次のとおりとする。

- (1) この団体設立当初、基金から継承した別紙財産目録記載の財産

- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収支
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

第40条 この団体の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4. 寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第41条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この団体の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会における理事現在数の3分の2以上および総会における会員現在数の3分の2以上の議決を経て、これらの処分をすることができる。

第42条 この団体の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

第43条 この団体の事業計画およびこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会および総会で議決する。

第44条 前条の規定により、事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第45条 この団体の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書ならびに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会および総会の承認を受ける。

2. この団体の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年に繰り越すものとする。

第46条 この団体が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会における理事現在数の3分の2以上および総会における会員現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第47条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 規約の変更ならびに解散

第48条 この規約は、理事会における理事現在数の3分の2以上および総会における会員現在数の3分の2以上の議決を経なければ、変更することができない。

第49条 この団体の解散は、理事会における理事現在数の3分の2以上および総会における会員

現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第50条 この団体の解散に伴う残余財産は、理事会における理事現在数の3分の2以上および総会における会員現在数の3分の2以上の議決を経て、この団体の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

## 第10章 雑 則

第51条 この団体の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳および負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 理事会および総会の議事に関する書類
- (8) 収支予算書および事業計画書
- (9) 収支計算書および事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) その他必要な書類および帳簿

2. 前項(1)～(5)、(7)、および(8)～(10)の書類は永年、同項(6)の帳簿および書類は10年以上、同項(11)の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

3. 第1項(1)および(4)の書類、同項(8)～(10)の書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

## 第11章 補 則

第52条 この規約の実施についての細則は、理事会および総会の議決を経て、会長が別途これを定める。

付 則

この規約は、総会で承認された日から施行する。

制定：平成18年4月28日

改定：平成20年8月1日

施行：平成21年9月1日

改定（施行）：平成24年2月26日

(事務局)

第1条 本会の事務局を株式会社ガリレオ 学会業務情報化センター(東京都豊島区北大塚3-2 1-10 アーバン大塚3F)に置く。

(会費)

第2条 本会の入会金・会費を次のとおりとする。

- (1) 入会金は無料とする。
- (2) 正会員の会費は、年額10,000円とする。
- (3) 賛助会員の会費は、年間一口100,000円とする。
- (4) 特別賛助会員の会費は、年間1,000,000円とする。
- (4) 学生会員の会費は、年間5,000円とする。

(委員会および研究会等)

第3条 本学会に、研究委員会、編集委員会、広報委員会をおく。

2. 研究委員会は、ゲーム開発・研究の歴史と現状を把握し、この発展に寄与する研究活動を実施することを目的とする。

3. 編集委員会は、デジタルゲームに関する、学術的な研究論文、開発に関する実践論文、書評等を募集、編集の上、学会誌を刊行することを目的とする。

4. 広報委員会は、国内外のゲーム研究に関する情報を告知するとともに、さまざまな媒体を通じて、本学会の認知を向上させ、会員のさらなる拡大を目指すことを目的とする。

第4条 各委員会は、理事を委員長として編成され、委員の任命については、理事会の承認を得た上で、委員会が決定するものとする。

2. 各委員会の委員構成については、年次総会にこれを報告する。

3. SIG (Special Interest Group) の設置については、理事会の承認を得た上で、研究委員会が開設する。

第5条 本学会の地域における活動の活性化を目的とする組織として、地域研究会をおく。

2. 地域研究会の設置は、理事会への申請に基づき審議の上承認されるものとする。

3. 地域研究会は、活動の趣旨、内容、期間および水準を考慮し、理事会および総会の審議をへて、本学会規約第4条の定めによる支部になることができる。

(付則)

この規定は、総会で承認された日から施行する。

制定：平成24年2月26日

以上